

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
たるときは、
その翌日)

目 次

選管告示 個人演説会等を開催することができる施設の指定

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成七年四月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

施設 の 名 称	所 在 地
岩戸健康物産センター	岩美郡福部村大字岩戸